3 訪問看護費

基本部分	注 准看護師の場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	注 2人以上による訪問看護を行う場合	注 1時間30分以上の訪問看護を行う場合	注 要介護5の者の場合	注 特別地域訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算(※)	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算	注 医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合 (1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (310単位)	×90／100	×90／100	夜間又は早朝の場合 +25／100 深夜の場合 +50／100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	+300単位		+15／100	+10／100	+5／100	1月につき +540単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2000単位	
(2) 30分未満 (463単位)													
(3) 30分以上1時間未満 (814単位)													
(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,117単位)													
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (302単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100													
ロ 病院又は診療所の場合 (1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (262単位)	×90／100									1月につき +290単位			
(2) 30分未満 (392単位)													
(3) 30分以上1時間未満 (567単位)													
(4) 1時間以上1時間30分未満 (835単位)					+300単位								
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,935単位)	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100					+800単位				1月につき 訪問看護ステーションの場合 +540単位 病院又は診療所の場合 +290単位			−97単位

ニ 初回加算	(1月につき +300単位)
ホ 退院時共同指導加算	(1回につき +600単位)
ヘ 看護・介護職員連携強化加算	(1月につき +250単位)
ト 看護体制強化加算	(1月につき +300単位)
チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 6単位を加算) ハを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)

[ ] ： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 特別管理加算を算定する状態の者に対する1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。